

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年7月30日（火）16時58分～17時41分
- 2 場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	阿曾 昭 元博	順天堂大学客員教授、医療法人社団澁志会社員・理事
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<関係省庁>

齋藤 潔	こども家庭庁 成育局成育基盤企画課 課長
田野 剛	こども家庭庁 成育局成育基盤企画課 課長補佐

<自治体等>

高嶺 力志	沖縄県 企画部企画調整課 課長
波平 志津代	沖縄県 企画部企画調整課 副参事
新垣 耕	沖縄県 企画部企画調整課 班長
大城 健司	沖縄県 企画部企画調整課 主査
安里 龍児	沖縄県 こども未来部子育て支援課 班長
平良 花凜	沖縄県 こども未来部子育て支援課 主事

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官
元木 要	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 高校卒業保育従事者の保育士試験受験資格の特例

3 閉会

○水野参事官 それでは国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始させていただきます。

本日の議題ですが「高校卒業保育従事者の保育士試験受験資格の特例」ということでございます。

沖縄県、こども家庭庁にはオンラインにて御出席いただいています。

本日の資料ですが、沖縄県とこども家庭庁から御提出をいただいております。これらは公開予定でして、本日の議事につきましても公開予定としております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を沖縄県のほうから6分程度、続きまして、こども家庭庁のほうから4分程度で行っていただきたいと思います。

その後、委員の方々による質疑に移らせていただきたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川座長 それでは「高校卒業保育従事者の保育士試験受験資格の特例」に関します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日は、関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

早速ではございますけれども、沖縄県から御説明をお願いいたします。

○高嶺課長 沖縄県企画調整課長の高嶺と申します。

沖縄県のほうから提案内容について、御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間の都合により、現行制度の説明については割愛をしまして、各論であります制度設計の事例を御説明いたします。

7ページをお開きください。

高卒保育従事者への見込み受験の導入の特例の概要となっております。

これは、1年以内に2年かつ2,880時間の勤務を満たす見込みがあれば、勤務証明書の提出をもって受験申請を認めるものです。

特例のポイントとしては、見込みの達成期限について、学生の見込み受験の場合、「年度中」の卒業等の見込みであるのに対し、高卒保育従事者は4月1日の採用とは限らないため、「1年以内」に、2年、2,880時間を満たす見込みがあれば、よいこととします。

見込みの達成内容、これは正式合格の要件ですが、これについては現行制度と同様です。

見込みの証明については、提出資料としては、勤務証明書があればよいこととしており、後ほど、10ページ、11ページで説明いたします。

なお、ここでは9ページ、10ページと記載されておりますが、印刷の関係で右下のページ番号から1ページのずれが生じておりますことを御了承ください。

8 ページをお開きください。

ここでは、沖縄県の提案に対するこども家庭庁の回答と、それに対する考察をまとめています。

個別の論点について、それぞれ次のページ以降で説明いたします。

9 ページをお開きください。

こども家庭庁の回答のうち、勤務実績を見込む期間が長期にわたる可能性について、考察の i は「見込む期間が長期にわたるか」についてですが、見込みの達成期限は 1 年以内と設定するため、長期にわたることにはなりません。

考察の ii は、見込む期間について、前期試験で見込み受験をする場合、学生と本件特例による高卒者を単純に比較したものです。

受験申請時点の 1 月において、学生は約 15 か月後の単位取得または卒業を見込んでいますが、一方で特例の場合は、13 か月後 2 年勤務を見込んでおり、見込む期間は特例のほうが短いということになります。

次に、10 ページをお開きください。

こども家庭庁の回答③、勤務時間の要件を満たす見込みを、勤務先の施設が証明することが実務上困難なことについてです。

見込み証明についてのポイントを申し上げますと、まず、提出資料について、現行制度の学生の受験の場合においても、要件を満たす見込みに関する見込み証明書が必ず必要というわけではありません。

現時点で学生であることを証明する在学証明書など、既存の事実関係を証明するものでよいこととなっています。

次に、見込みの意義について、法令上、見込みについて「確実に」、「相当程度」あるいは「単に見込まれる」等の使い分けがなされています。本制度の見込みは、単に可能性を指していると考えられます。

以上から本件特例においても、受験申請時において、その時点の勤務証明書により、一定期限内に、2 年、2,880 時間の勤務を満たす可能性があることを証明できればよいとの整理が可能と考えます。

施設側としましては、今後の勤務を約束するかのような見込み証明書を作成する場合であれば、抵抗があるかもしれませんが、現行制度の学生の受験の場合と同様に、その時点の事実関係を証明するだけでよいのであれば、支障はないものと考えます。

このような整理による告示のイメージは、例えば赤字で記載の内容になろうかと考えています。

1 年以内というのは、次のページで御説明しますが、1 次試験時から 1 年以内という意味としています。

11 ページをお開きください。

それでは、1 月の受験申請時に、どれだけの勤務実績が必要かという点です。これにつ

いては、現行制度の運用が1次試験時を基準に年度中の達成見込みを判断しているため、本件特例についても同様に考え、1次試験時から1年以内に、2年、2,880時間の勤務を満たせばよいと考えます。

これによれば、1次試験時には単純に、1年、1,440時間の勤務実績があれば、これが見込まれることと考えられます。

受験申請時期は、1次試験よりも3か月早いため、受験申請時においては、これから3か月、360時間を引いた、9か月と1,080時間の勤務実績があれば、2年、2,880時間を達成する見込みがあると考えます。

続いて、12ページをお開きください。

こども家庭庁の回答の①、確認事務の煩雑さについてですが、本件特例を創設した場合には、現行の学生の受験の場合と同様に、仮合格後の確認事務が生じることとなります。

これについては、実務経験を満たす時期が受験者によって異なることから、約7か月の間、証明書が提出される可能性があります。

しかしながら、確認事務については、勤務実績を確認するもので、事務的に大きな負担があるものではなく、また、現行制度で受験申請時に行われているものと全く同じものです。事務量などを見極めながら、対応可能な制度設計を検討していただければと考えます。

資料の説明は以上となります。

最後に、沖縄県においては、待機児童の解消に向けた取組を進め、待機児童数は減少してきましたが、令和5年時点で411人と全国ワーストとなっております。待機児童の要因は、保育士の不足が大きく、その確保は喫緊の課題となっていることから、今回本提案をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、こども家庭庁から御説明をお願いいたします。

○齋藤課長 こども家庭庁成育基盤企画課の齋藤でございます。

そうしましたら、私のほうから、資料の2ページ目に従いまして、説明をさせていただきます。

まず、沖縄県のほうから、今、詳細に御説明をいただきましたけれども、制度のところについて、簡単にだけ御紹介申し上げますけれども、保育士試験の受験資格に関しましては、児童福祉法の施行規則において、いわゆる短大卒相当、短大卒あるいは大学2年在籍、専修学校2年相当の修了という要件で受験資格を認めること以外に、今、御紹介いただいておりますように、高校を卒業した後、一定の施設の児童福祉施設で、2年以上かつ2,880時間以上、児童等の保護、援護の業務に従事した場合も、受験資格を得ることができるという仕組みとしております。

ただ、短大相当の受験資格について、保育士試験の時期と、それから卒業時期のタイミングの兼ね合いがございまして、今、沖縄県のほうからも御紹介をいただいたように、受

験申請時に、年度末に短大、専門学校等を卒業することが見込まれている場合についても、受験資格を認めてきているということでございまして、こういったものがある一方で、2年の勤務経験による受験資格の場合については、こういった見込み受験というのを認めていないという制度上の扱いになっております。

こども家庭庁としましては、今、沖縄県からも御提案がありますように、特に短大と卒業相当の方の取扱いと、実務経験者の取扱いのバランスの観点から課題があるということは認識しておりまして、その点は御指摘のとおりだと考えております。

ただ、資料のほうにも書いてございますけれども、当初のやりとりにおきまして、実務上の課題といたしましては、例えば、実務経験者の場合は、フルタイムの方だけではなくて、パートタイム、それから時間雇用の方といった形で、雇用形態、勤務実態が多様であるということ。

それから、学校と異なり、必ずしも4月に全ての方が勤務開始となるとは限らないということがありますので、2年の実務経験を満たす時期が、受験者によってかなりまちまちになっていくということで、勤務時間の証明という実務の上で、課題があるのではないかと考えまして、1次回答をさせていただいたところでございます。

その一方で、今回、沖縄県のほうから詳細に御説明と、当庁の見解に対する御指摘もいただきました中で、いわゆる勤務実績の見込みの考え方、いわゆる事前には、在勤証明書を出した上で、事後的に勤務実績の証明書を出すと、そういった形で事後的に正式な合格を認めるという考え方ですとか、証明書の提出期間の制限というのは、事務量を見極めながら、対応可能な制度をとという御示唆もいただきましたので、こども家庭庁といたしましては、今、御提案のような方向性をベースにしながら、かつ、証明事務について県の御助力も一定いただきながらという形であれば、今、申し上げた実務的な課題には対応できるのではないかと考えております。

その一方で、資料に書いてございますように、保育士試験の受験申請自体、今、オンライン申請で受け付けておりますので、いわゆる新たな見込み受験を入れることによって、システム改修といったところの費用についても検討が必要であるということは、課題としては残っております。

ただ、最後に、沖縄県から御提案をいただきましたように、保育士不足という中で、県の地域の実情ということで、こういった勤務実績による受験資格を認めるニーズが高いということもあることも重々理解しておりますので、勤務実績の見込みによる受験ができるよう、必ずしも構造改革特区の制度によることなく、本則、児童福祉法の施行規則の第6条の9の第4号に基づく、都道府県知事による受験資格の認定制度という中で、一定程度、勤務実績の見込みによる受験を位置付けるという方向で検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、ワーキングの委員の皆様から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

堀委員、お願いします。

○堀委員 ありがとうございます。

沖縄県に、御確認なのですけれども、こども家庭庁からは、こうした提案に関して対応していくと保育園側の手間が増えるという意見も出されているように聞いておりますけれども、保育士の確保のために、保育園側からも協力していただけるのか、協力を惜しまないというようなお声が聞いているのかどうか、見込みについても教えていただければと思います。

○安里班長 沖縄県子育て支援課の安里と申します。

今回の提案に当たりまして、県内に大きく二つの保育団体がございます。この2団体と意見交換を行っておりまして、その中では、現行、行っている1回の証明が今回の導入で2回になることが見込まれるかどうかといった意見を交換しましたところ、現行の様式程度であれば、2回であっても支障はないのではないかとといった御意見もありまして、それよりも今回の事業のスキームの効果として、前倒しで保育士を確保するという効果があれば、そちらのほうを歓迎したいといった方向性で御意見をいただいているところです。

○堀委員 ありがとうございます。

確かに2回ということにはなるものの、これをやることによって、高卒保育従事者であったとしても、より早期に正保育士になっていただけるというのはメリットがあるというお話なのかなと思いました。

これを受けて、こども家庭庁のほうで、確認事務が煩雑であるというところは、乗り越えられるというような今の沖縄県のお話でしたけれども、それをもってしてすれば、この制度を認めてよいという方向性になっていくのか、それでもなお懸念があるというお話なのか、いかがでしょうか。

○齋藤課長 こども家庭庁でございます。

今、申し上げましたとおり、実務のところは、先ほどの沖縄県のプレゼンのほうでも、ある程度事務負担を見ながら柔軟に対応していただけるという御提案があったということがございますので、我々の考え方といたしましては、こういった最終的な、事後的な勤務実績の証明の部分も含めて、都道府県知事が認定するという形、すなわち、実際の施設の状況ですとか、そこの勤務実績の証明が、ある程度県のほうでも正しいと確認できるということを、県のほうでも少しそこをオーソライズしていただくというような形で出していれば、そこは信頼性が確保できるかなと思っていますので、県のほうで、もう少し御助力いただくような形で、柔軟に対応するという方向で検討できるのではないかなと考えております。

○堀委員 これは、試験のときの証明書を提出するということであるので、あまり県のほうで何か特別にやらなければいけないことというのが、あまり思いつかなかったもののなの

ですけれども、そこは沖縄県も御協力されるという方向性でよろしいのでしょうか。

○安里班長 子育て支援課の安里です。続けてお答えいたします。

令和5年度の高卒従事者の試験実績としましては、100人弱程度となっております。その程度が若干前倒しになるという場面もあるかと思いますが、その程度であれば、現状の保育士不足の状況を鑑みましても、頑張って処理を進めていくということも取り組んでいきたいと考えております。

○堀委員 ありがとうございます。

両者同じ方向を向いて御協力いただけるということであれば、是非前に進めていただけたらと思いました。

以上です。

○中川座長 すみません、今のやりとりで、僕がまだ理解できていないのは、短大ですとか、専門学校とか、大学であれば、大学の証明については、別に公共団体が関与することなく保育士の見込み受験を認めて、この勤務実績については、県の関与が必要だというのはどういうことなのでしょうか。

○齋藤課長 基本的には、通常の枠組みですと、短大、専門学校の卒業については、ある程度年度末に定型的に皆さん確認できるということで、これは、県のほうから実際に運営事務を担っている保養協という団体のほうで、一応事務的に確認をしているということでございますけれども、そのほかにも類型がございまして、例えば児童福祉施設ではない様々な施設の勤務要件を認める場合には、現行制度でも都道府県知事の認定によって、そういった勤務実績を認めるというような仕組みがございます。

今回の場合も、いわゆる見込みで、多様な雇用形態みたいところの実績も踏まえて、ある程度県の施設の実情を踏まえて、県のほうで、そういった見込みがあって、事後的に勤務実績があるということを証明なり、確認をしていただけるという形で取り組んでいたのではないかとということで、今、そういった知事の認定によるという枠組みのほうで、よろしいのではないかとございます。

○中川座長 今の御回答は、大学とか専門学校の卒業要件についても、保養協でしたか、そういった保育士側と言いますか、保育をする側の確認をするというようなプロセスがあって、それと合わせたということでございましょうか。

○齋藤課長 大学のほうにつきましては、保養協というのは試験実施団体ですけれども、試験の実施を受託している団体ですけれども、そちらのほうで、今、確認しているところでございますが、今の知事認定というのは、それに先立って県のほうで、ある程度、在籍証明ですとか、そういったところを確認いただいた上で、試験実施団体である保養協のほうに確認しましたという御回答をいただいた方について、資格を認めるという手続になるかと思います。

○中川座長 ごめんなさい、私の疑問は、何で大学は大学の言うことを信じて、保育施設で働いている方については、保育施設が言っている在籍証明をそのまま保養協に提出して

はいけないのかということについて、まだ理解が及んでいないのですけれども、それはなぜなのでしょう。

○齋藤課長 そこは、どちらかというと、信用できないというよりは、多様な施設で、多様な勤務形態ですとか、そういったところがある中で、証明書が、あと時期もかなりばらばら出てくるということもございますので、当該県のほうで、施設のことはより把握されているということかと思えますので、そちらのほうで、まず確認していただいた上で出させていただくという、その県の実情に応じて対応していただけるということのほうが、より適切なのかなということでございます。

○中川座長 どれだけ勤務実績があるかどうかというのを一番よく知っているのは、保育施設側であって、あるいはその当人であって、県がそういう情報をより当事者よりも持っているか、あるいは証明できるかということ、それは何となく理屈として、私はまだ理解できないのですけれども。

○齋藤課長 そこは少なくとも、いわゆる試験実施は、全国で一律に東京にある団体のほうで行っておりますが、それよりは、いわゆる保育所等の所管をしております沖縄県のほうが、よりそういった勤務実態ですとか、証明書類の確認というのは、より適切にし得るのではないかなということで、ほかにも同様のプロセスで、今、県において確認をしている受験者もおりますので、そういったものと併せて沖縄県のほうで確認していただけるのが、一番いいのではないかなということでございます。

○中川座長 すみません、私、まだ分からないのですけれども、私だけやっていたとしてもしょうがないので、ほかの先生方、いかがでしょうか。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員 ありがとうございます。

今、中川委員とのやりとりを聞いていて、私もこの最終合格について、きちんと時間を過ごしたのかと、勤務をしたのかということ丁寧に見るとするのは、確かに必要なことかとも思いました。

と言いますのは、各施設の方が向いている方向として、働いている方に保育士試験に早く合格してほしい、何だったら条件を仮に満たしていなかったとしても、勤務時間に組み込んでしまいたいといった誘因があるのではないかなということで、実態をしっかりと見るということは理解できます。しかし今、話をしているのは、あくまで見込み受験の話であって、見込み受験のときに、この人は勤務していますよというだけで、ある程度十分なのではないかという気もしております。最終的なところは、しっかり確認するということが大事かなとは思ってお話を聞いておりました。

私から気になっていたところを1点、お話し申し上げます。沖縄県資料の6ページのところで、やはり、専修学校等に行かれている方と、保育園勤務の方の場合で、受けられる試験の数が、頻度が違うといったところが気になっております。というのは、私が検索した限りの情報ではございますが、保育士試験の合格率はそれほど高くない。1回目の合格

率は15%ぐらい、平均的に20%ぐらいしか合格しないということです。この何回か受けられるという、専修学校の方のほうが非常に有利な立場にあります。保育園勤務の場合で、最初の1回目を受けられるまでに、専修学校の方だったら複数回受けられるということは、試験を何回か受けることで仮に合格しなくても相場感も分かるとか、準備ができるといったことで、このあたり、できるだけイコールフィッティングのほうに進めていただく、その方向については、今、前向きに御検討いただいているようで、とても安心しております。

また、この保育園勤務の途中から受験できるということには、ほかにもメリットがございまして、例えば、この図でいったら、3年間終わったところよりもっと手前で試験に合格していて、あと勤務時間があれば、正式な保育士になれるというのであれば、その後、積極的に保育の実務に関わろうとするでしょう。しかし、3年間の経験を積んだあとに受かるかどうか分からないというのでは勤務時間が順調には増えていかないといったことも理論的には考えられるので、早い段階で試験のほうは合格し、あとは勤務実績を積みばよいとなった場合、より正式な保育士として、現場で活躍してもらえるタイミングが前倒しになると思われます。よって是非今の御検討を、県側とも方向は同じ方向を向いていると思いますので、進めていただきたいと思います。

やはり1点だけ引かかるのは、先ほど中川委員とのやりとりである、この勤務実績というものを、見込み受験の段階でどこまで正式に、正確に把握する必要があるのか、最終的な段階だけではダメなのかといったところについては、気になりましたという感想でした。

ありがとうございました。

○中川座長 今のコメントにつきまして、こども家庭庁のほうから何かございますか。

○齋藤課長 前段の部分は、御指摘のとおり、私もイコールフィッティングというところと、あとは保育士確保というところの必要性は非常に感じていますので、その方向で調整したいということでございます。

最後の点は、すみません、私も説明の不足する部分があったかもしれませんが、我々も都道府県に事前に確認していただくというのは、何も事前の段階で厳密に見込みを確認するということではなくて、沖縄県がおっしゃっているように、いわゆる在籍しているという証明と、そこまでの事実としての勤務時間ということを証明することで受験は認めた上で、事後の段階で厳密に、いわゆる勤務実績の条件をクリアできたのかについて、確認するということでよいかなと思っていますけれども、その確認事務をどなたがするのかという観点で、できれば、そこは県のほうで御確認いただいたほうがいいのではないかとということで申し上げます。事前と事後で何を確認するのかということについては、沖縄県がおっしゃることの方向で全く問題ないのではないかと考えております。

○安藤委員 分かりました。ありがとうございました。理解が深まりました。

○中川座長 ありがとうございます。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今の御回答で、私の疑問もほぼ解消しているところなのですが、沖縄県の方に、こども家庭庁の齋藤様から提案があった知事認定で、県で最終確認を取るというやり方、手続で実務上問題がないかを確認したいのと、もう一点、最初のこども家庭庁の説明で、私の理解が間違っていなければ、特区にしなくても、本則6条を法改正し、すぐにでも全国展開できるという説明だったと思いますが、そうした際に、どのぐらいのスケジュール感でできるのか。沖縄県が特区を使わなくても、スピーディーに対応できるようなスケジュール感でできるのかというところを教えてください。

○中川座長 お願いします。

○安里班長 沖縄県の安里でございます。

1点目の質問なのですが、こども家庭庁の先ほどの説明を実務側のほうからさせていただきますと、知事認定につきましては、ここで記載されている保育園以外にも、多様な施設というのが想定、これは省令、告示辺りで規定されておりまして、例えば、障害児施設であったりとか、認可外施設ということで、所管課にそういった施設が実際あるのかどうなのかというところを確認した上で、知事として認定しているという状況ですので、そういった役割分担を行って、その証明の内容の精度を高めているというのが、現行の制度の作りなのかと理解しております。

という理解のもとでいけば、知事認定でこの証明を確認していくというスキームは、必要なのかなと考えているところです。

○齋藤課長 続きまして、こども家庭庁ですけれども、スケジュール感でございますが、いわゆる制度改正自体は、今、沖縄県からも御紹介のあった通知の改正ということなので、それは迅速に対応できると思っておりますが、先ほど私の話でもございましたように、システム改修が必要になりますので、そこの予算的な手当てと改修のスケジュールということがあるので、そこは少し、もしその方向で合意できるようでしたら、なるべく早く対応したいと思いますが、一定そういった制約があるということでございます。

○菅原委員 分かりました。いち早くどこの都道府県でもできるようにすることが重要だと思いますが、時間が要するのであれば、特区を使って、沖縄県の御要望を実現していただければと思っております。

ありがとうございます。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

大体まとまってしまっているところで、大変恐縮ではあるのですが、一つ、事前に受験資格を確認する理由を、改めてもう一度お伺いしたいと思うのですが、これは、こういった理由でしょうか。こども家庭庁のほうです。

○齋藤課長 事前というのは、一応受験資格ということなので、いわゆる学校の卒業ということであれば、やはり短大卒業相当の方について、基本的には資格を認めると、いわゆる養成校を卒業した方の場合は、短大卒業程度で認められる資格ということもあるので、やはりその受験資格は、それと相当程度のものが受験時に必要であるということ。

それで、それと合わせる形で、勤務要件についても、高校卒業プラス2年間の義務ということで、同じような形でそろえる形で受験時に、そういった資格があるということですので、当然受験のための要件ということなので、受験時に確認するというのが原則でございます。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

言葉としては、おっしゃっていただいたのですが、登録の際に最終的に必要な経験をしていることを確認されていれば、試験の時点で、何で改めて確認しないといけないのかという、その理由が特に示されていないように思っています。その点は、何か特に理由はないということなのでしょうか。

○齋藤課長 事実上見込みということで、この部分が一部、今の原則から外れてということではございますけれども、あくまで受験資格ということなので、受験生に関して一定の事前の経験なり、学校での知識、技能を身に付けたというところを前提とした上での試験ということなので、通常のほかの資格試験ですとか、そういったものと同等かと思っておりますけれども、基本は受験時の資格ということで、ただその中で、一定程度見込みという形で、少し柔軟に対応している部分があるというのは御指摘のとおりかと思えます。

○落合座長代理 そうです。何か実務経験が必要なものでも、例えば試験の後に、実務経験を経て、それで本登録になるとか、そういう制度もたくさんあると思います。もちろん、県の認定でという話もございましたが、なぜ、2回手続をしないといけないのかと言いますか、元々中の人手も必ずしも多くない中なので、その資格確認によって結局一手間かかってしまうところがあると思われます。本来的にそこは、なぜ見込みが必要なものが、それ自体が改めてよく分からないと思っていたところがあります。そこは、あまり理由はなくというか、要するに慣習的にそうなっているということなのでしょうか。

○齋藤課長 慣習と言いますか、おっしゃるように、例えば、保育士登録なり、保育士となることの資格要件を設定するというのであれば、御指摘のような登録時点という議論はあるかと思うのですが、これは、あくまで、その前提としての保育士試験を受験する資格という立て付けで作っておるものですから、受験時の資格ということで整理しているということかと思いますが、制度的な立て付けの結果、そういう形で、今は制度がつくられているということかと思えます。

○落合座長代理 ありがとうございます。

最後にいたしますが、これは理由がある場合であれば、受験制限などをけるはずでして、つまり人が多くなり過ぎると、採点で困るだとか、受験会場が確保できないだとか、だからある程度最初にスクリーニングできていないと、そもそも試験を受けさせるとその試験

事務が破綻してしまうとか、そういったことがあれば分かりますが、そういった事情はあったのでしょうか。また、今もありますでしょうか。

○齋藤課長 受験資格を制限しないと、事務的に何か混乱が起きるということは、特に私としてはないかなと思っておりますので、やはりあくまで受験時の、いわゆる学歴ですとか、職歴という意味での経験がある方について、最終的な試験によって知識、技能をはかるという、そういう制度の立て付けということかなと思っております。

すみません、なかなか制度の考え方が、御想像されているイメージと少し違うのかと思いますが、制度の立て付けとしては、そういうことになっているかなと思っております。

○落合座長代理 分かりました。実質的な理由は、あまりないように改めて思いました。そういう意味では、最終的に、何でもかき議論をしているかということ、その認定の話とかもあったりするので、そこで色々事細かに対応してくださいという話をされるような意味合いが、本来にあるのかどうかも、少し考えておいたほうがいいのではないかと思います。ですので、仮にそういう制度上の、法制上の論点があるので、どうしてもそうせざるを得ないということがあるとしても、できるだけ県の側で事務負担がなくなるように、実施要件等がもしある場合は、少し整理していただければと思っております。

以上です。

○中川座長 どうぞ。

○齋藤課長 すみません、1点だけ補足させていただくと、法制的に申し上げると、実は試験合格者ルート以外に、いわゆる養成校合格ルートというのがございまして、いわゆる短大卒相当の保育士養成校ですね、これを卒業することによって、保育試験を受験することなく保育士になれるというルートがございしますので、仮に、受験資格のほうをかなりどんだん前に、見込みでどんだん前に倒していくと、いわゆる短大卒の方とのバランスというところも制度の論点としてはございます。

ただ、おっしゃるように、その中で実務的なギャップ、証明のタイミングといったところのギャップで、イコールフィッティングというところが崩れないようにというところで、事務的にできるところというのは、御指摘のとおりで、今の沖縄県の提案も踏まえて、そういったところは柔軟に対応していきたいということでございます。

すみません、失礼いたしました。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

それでは、本日は、皆様から活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。私のほうでも理解が深まったと思います。

落合委員がおっしゃるように、なぜ、こういう制度になっているのかという本質的な部分につきましては、まだ、さらに考えていただく余地があるようには思うのですが、少なくとも、今回、沖縄県のほうから出ている要望をこども家庭庁のほうで真摯に受け止めていただいて御検討をいただいていることは理解できました。感謝いたします。そうい

う意味で、こういう方向での検討を進めていただければと思います。

落合委員の議論とも関係するかとは思いますが、これは、やはりある一定の職業へのアクセスを認めるというような、どういうプロセスで認めるのかというような、かなり根本的なものと、合理性とか公平性とか、そういうものが求められる制度だと思いますので、今回の沖縄県の提案につきましては、これは、是非ともやらなければならないことだと思います。

その中で、こども家庭庁のほうでシステム改修が必要だとか、そういうことは、真摯に御検討いただくというお話をいただいたので、よろしくお願いしますということですが、どうしても間に合わない、なかなか時間がかかるということであれば、菅原委員の御指摘にもありましたように、特区なども使いまして、できるだけ早期に、これは実現していただくようお願いしたいと思います。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃいませんでしたら、それでは、これをもちまして「高校卒業保育従事者の保育士試験受験資格の特例」に關します国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。関係者の皆様、どうもありがとうございました。

○水野参事官 ありがとうございました。

それでは、オンライン出席の皆さんも含めまして、退席をお願いしたいと思います。